

# バイオマス活用推進基本計画の改定について

---

令和4年8月  
農林水産省

# バイオマス活用推進基本計画の改定について

## 1 基本計画の改定について

- (1) バイオマス活用推進基本計画は「バイオマス活用推進基本法」（平成21年法律第52号）に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定めた計画。本基本計画は同法において「少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない」とされているところ。
  - (2) 現行の基本計画は平成28年9月16日の閣議決定から5年が経過していることから、昨年12月より、関係7府省（※）の政務級で構成する「バイオマス活用推進会議」において検討に着手し今般、基本計画改定案を作成。
- (※) 内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

## 2 改定案のポイント

基本計画の改定により、2030年目標を設定。

- ① これまで基本計画で対象としてきた家畜排せつ物や下水汚泥等に、新たに果樹剪定枝、きのこの廃菌床などのバイオマスを加えた上で、利用率を74%から80%に拡大。
- ② 下水汚泥や食品廃棄物などの都市部のバイオマスの活用も推進し、全市町村がバイオマス関連計画を活用。
- ③ バイオマスプラスチックや持続可能な航空燃料（SAF）等、イノベーションなどを通じて、関連産業の市場シェアを2倍（1%→2%）に伸長。

## 3 今後の予定

本会議において、基本計画改定案を確定した後、閣議決定の手続きに入ることをとする。

# バイオマス活用推進基本計画改定案の目標について

	現行目標と達成状況	新たな目標の考え方	改定案の目標 (2030年の目標)
バイオマスの利用量	<p>&lt;目標&gt; 約 2,600 万トン (炭素換算値)</p> <p>&lt;達成状況(2019年)&gt; 約 2,400 万トン (炭素換算値)</p>	<p>食品ロスの削減等により<b>廃棄物系バイオマスの賦存量は中長期的に減少傾向</b></p> <p>これまで取り扱ってこなかったバイオマスの<b>賦存量・利用量</b>を調査し、対象とするバイオマスの種類を拡大する</p>	<p><b>対象とするバイオマスの種類を拡大し</b> バイオマスの年間産出量の<b>約80%</b></p> <p>&lt;現状&gt; 約74% &lt;改定目標&gt; 約80%</p> <p>基本計画で扱っているバイオマス + 新たに扱うバイオマス</p>
バイオマス産業の規模	<p>&lt;目標&gt; 約 5,000 億円</p> <p>&lt;達成状況(2019年)&gt; 約 5,300 億円</p>	<p>製品やエネルギーの各分野において<b>バイオマスを活用した技術開発が進展</b></p> <p>それらの社会実装を見込むイノベーションを通じて、<b>製品やエネルギーの産業化が進展</b>することを前提とし、<b>新産業の創出及び新たな市場獲得</b>を目指す</p>	<p>&lt;現状&gt; 製品やエネルギー市場57兆円(※1)のうち国産バイオマス市場は<b>約1%</b>(約5,300億円)</p> <p>&lt;改定目標&gt; 製品やエネルギー市場の<b>約2%</b></p>
バイオマス活用推進計画の策定	<p>&lt;目標&gt; 全都道府県 600 市町村</p> <p>&lt;達成状況&gt; 19 都道府県 392 市町村(※2)</p>	<p>各地域による創意工夫を生かしたバイオマス活用の主体的な取組を促進</p> <p><b>都市部を含めた各市町村</b>が計画的かつ主体的にバイオマスの活用に取り組むことを目指す</p>	<p><b>全都道府県で</b> バイオマス活用推進計画を策定</p> <p><b>全市町村が</b> バイオマス関連計画(※3)を活用</p>

(※1) 平成27年度産業連関表による算出

(※2) 類似施策である「バイオマスタウン構想」「バイオマス産業都市構想」の策定市町村を含む(今後、施策の統合を図る予定)

(※3) 市町村が策定する計画であって、バイオマスの活用に関する記載のあるもの

# 新たなバイオマス活用推進基本計画の改定案の概要

- 持続的に発展する経済社会や循環型社会の構築に向け、「みどりの食料システム戦略」に示された生産力の向上と持続性の両立を推進し、地域資源の最大限の活用を図ることが重要。
- 今回の改定においては、新たに、農山漁村だけでなく都市部も含めた地域主体のバイオマスの総合的な利用の推進、製品・エネルギー産業の市場のうち、一定のシェアを国産バイオマス産業による獲得を目指す。

## 第1 基本的な方針

- 農林漁業者等のバイオマス供給者、製造事業者、金融機関、学識経験者、行政機関等が連携を図り、バイオマス活用における需給に応じた適切な規模のバイオマス活用システムの構築を推進
- 地域課題への対応に向け、**地域が主体**となったバイオマスの総合的な利用を推進
- バイオマスの活用が脱炭素社会の形成に貢献するなど、消費者の理解の醸成による需要構造の変化を促進
- 生物多様性の確保等の環境保全に配慮しつつ、バイオマスの生産と利用の速度のバランスを維持し、持続可能な活用を推進

## 第2 国が達成すべき目標

- バイオマスのフル活用、都市部も含めた地域主体でのバイオマス活用の取組の推進、イノベーションによる社会実装を見込む新産業の創出及び新たな市場獲得に向け、以下を2030年度目標として設定

・ 環境負荷の少ない持続的な社会の実現

バイオマスの年間産出量の約80%を利用

・ 農山漁村の活性化  
・ 地域の主体的な取組を推進

全都道府県で  
バイオマス活用推進計画を策定  
全市町村がバイオマス関連計画を活用

・ バイオマス産業の発展

製品・エネルギー産業のうち  
国産バイオマス関連産業で市場  
シェアを2倍(1%→2%)に伸長

## 第3 講ずべき施策

### 【バイオマスの活用に必要な基盤の整備】

- 「バイオマス産業都市」などを通じ、原料の生産から収集・運搬、製造・利用まで、経済性が確保された一貫システムの構築を推進

### 【バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等】

- バイオマスの供給基盤となる食料・農林水産業の持続性の確保
- バイオマスの特性に応じた高度利用について、利用者の理解を醸成しつつ推進  
(家畜排せつ物の堆肥の高品質化、下水汚泥の肥料化・リン回収、混合利用等)

### 【バイオマス製品等の利用の促進】

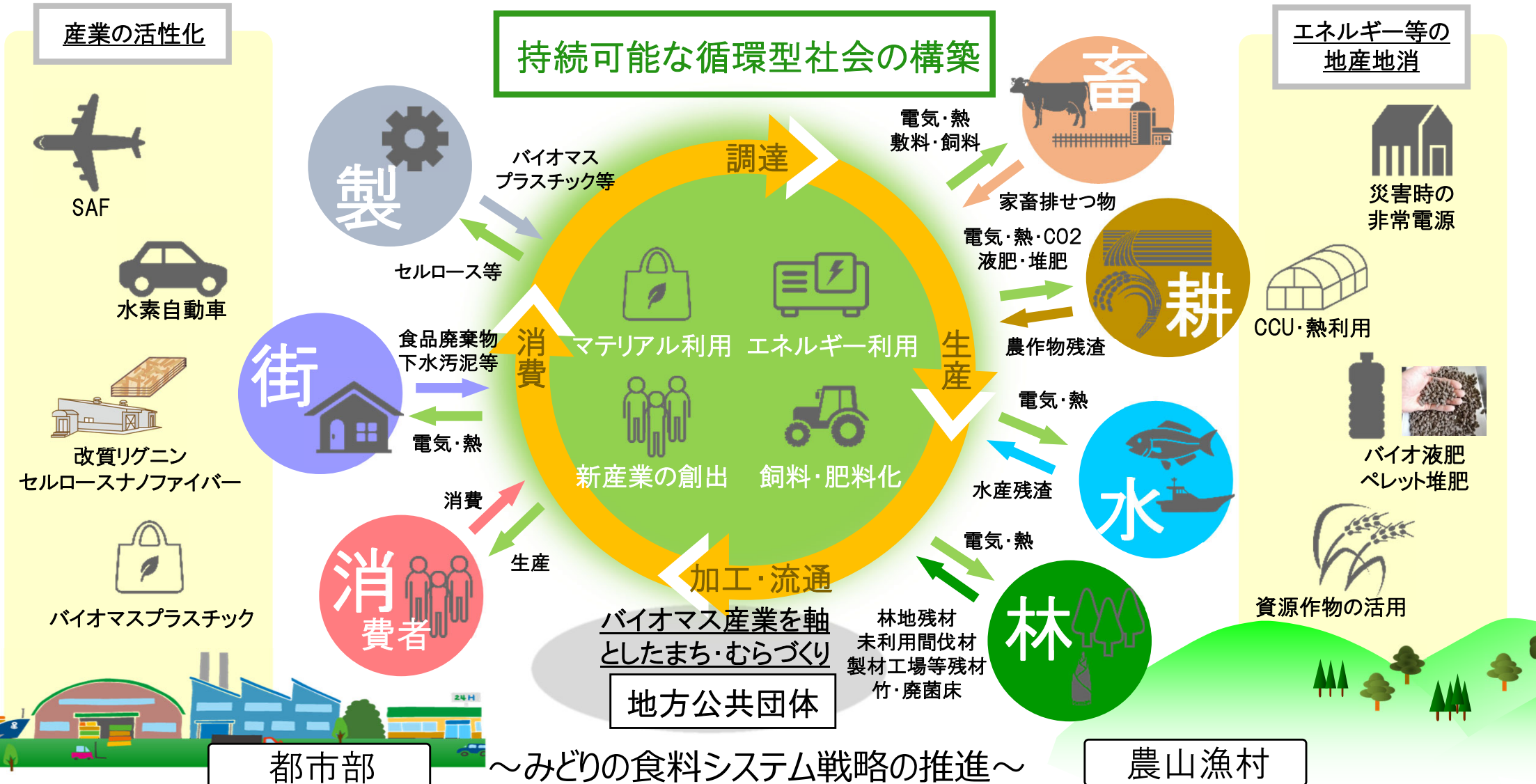
- バイオマスのより付加価値の高い製品利用、熱電併給等の効率的なエネルギー利用、多段階利用を推進

## 第4 技術の研究開発

- エネルギーの地産地消に向けたバイオマスの高度利用により、バイオガスからメタノールや水素等を製造する技術や混合利用などエネルギー利用技術の拡大
- 航空分野における脱炭素化の取組に寄与する持続可能な航空燃料(SAF: Sustainable Aviation Fuel)の社会実装に向けた取組の推進
- 施設から排出されるCO2の回収・有効利用(CCU: Carbon dioxide Capture and Utilization)や、バイオ炭による炭素の貯留効果に関する研究を推進
- 日本固有の樹木であるスギのリグニンからの**改質リグニン**製造や、木質バイオマスや農産物残渣中のセルロースから**セルロースナノファイバー**を製造するなど、バイオマスのマテリアル利用を進めていくために必要な変換技術等の研究開発を推進

# バイオマス活用推進基本計画の改定案におけるイメージ図 ～農山漁村及び都市部におけるバイオマスの総合利用～

- 農山漁村だけでなく都市部も含め、新たな需要に対応した総合的なバイオマスの利用を推進し、社会実装を見込むイノベーションをバイオマス産業の創出につなげる。
- 地方公共団体、農林漁業者、地域住民、製造業者、金融機関、学識経験者等の地域の様々な関係者間の連携により、地域主体でバイオマスの活用を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指す。



# (参考1) バイオマス活用推進基本法の概要 (平成21年6月12日法律第52号)

## 基本理念

- 総合的、一体的かつ効果的な推進
- 地球温暖化の防止に向けた推進
- 循環型社会の形成に向けた推進
- 産業の発展、国際競争力の強化への寄与
- 農山漁村の活性化等に資する推進
- バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用
- エネルギー供給源の多様化
- 地域の主体的な取組の促進
- 社会的気運の醸成
- 食料の安定供給の確保
- 環境の保全への配慮

## 責務・連携の強化

国、地方公共団体、事業者等の責務の明確化とそれぞれの主体の連携の強化

## バイオマス活用推進基本計画の策定等

政府はバイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画(バイオマス活用推進基本計画)を策定しなければならない。

## 法制上の措置等

政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 国の施策

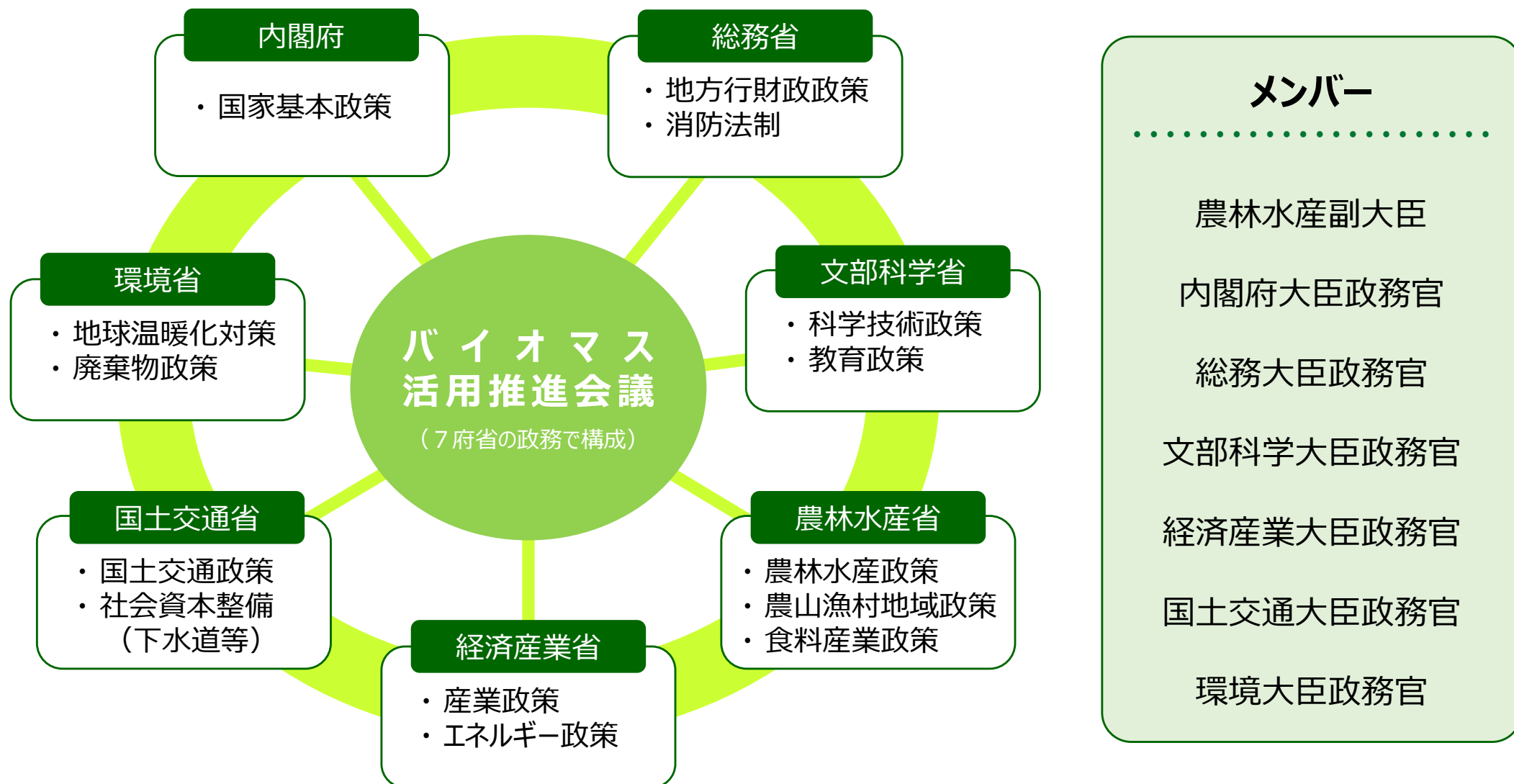
- 必要な基盤の整備
- バイオマスを供給する事業の創出
- 技術の研究開発・普及
- 人材の育成・確保
- バイオマス製品の利用の促進
- 民間団体の自発的な活動の促進
- 地方公共団体の活動の促進
- 国際的な連携・国際協力の推進
- 情報の収集
- 国民の理解の増進

## バイオマス活用推進会議

- ① 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。
- ② 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、①の調整を行うに際しては、意見を聴くものとする。

## (参考2) バイオマス関連施策の推進体制 (バイオマス活用推進会議)

- バイオマス活用推進基本法 (平成21年6月12日法律第52号) に基づいて、関係する7府省 (内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) の政務で構成される「バイオマス活用推進会議」が設置され、連携してバイオマスの活用に資する施策を推進。



# (参考3) 国が達成すべき目標 (バイオマスの利用率) (令和4年3月15日 バイオマス活用推進専門家会議資料より)

	最新とりまとめ(2019)		
	発生量	利用量	利用率
主要指標合計	約24,330万トﾝ	約18,120万トﾝ	約74%



	2030年目標 (利用率)
<b>年間産出量</b>	<b>約80%</b>

※総バイオマスの合計は、主要指標及び主要指標以外のバイオマスの総重量

バイオマスの種類 (主要指標)	バイオマス利用率				
	2025年 目標	2019年時点			2030年 目標
		発生量	利用量	利用率	
家畜排せつ物	約90%	約8,000万トﾝ	約6,900万トﾝ	約86%	<b>約90%</b>
下水汚泥 下水汚泥リサイクル率	約85%	約7,900万トﾝ	約5,900万トﾝ	約75%	<b>約85%</b>
下水道バイオマスリサイクル率※1	—			約35%	<b>約50%</b>
黒液	約100%	約1,200万トﾝ	約1,200万トﾝ	約100%	<b>約100%</b>
紙	約85%	約2,500万トﾝ	約2,000万トﾝ	約80%	<b>約85%</b>
食品廃棄物等※2	約40%	約1,500万トﾝ	約440万トﾝ	約29%	<b>約63%</b>
製材工場等残材	約97%	約510万トﾝ	約500万トﾝ	約98%	<b>約98%</b>
建設発生木材	約95%	約550万トﾝ	約530万トﾝ	約96%	<b>約96%</b>
農作物非食用部 (すき込みを除く)	約45%	約1,200万トﾝ	約370万トﾝ	約31%	<b>約45%</b>
林地残材	約30%以上	約970万トﾝ	約280万トﾝ	約29%	<b>約33%以上</b>

※1 下水汚泥中の有機物をエネルギー・緑農地利用した割合を示したリサイクル率。

※2 食品廃棄物等（食品廃棄物及び有価物）については、熱回収等を含めて算定した利用率に改定。